

2016年5月17日
伊藤忠商事株式会社

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、2015年度の取締役および監査役を対象として取締役会の実効性に関する評価を実施しましたので、その評価結果の概要をお知らせします。

【取締役会評価実施要領】

対象者	2016年3月末日時点で現任の全取締役(13名)及び全監査役(5名)
実施方法	外部コンサルタントを起用し、対象者に対するアンケートおよび個別インタビューを実施(回答は匿名ベース)
質問内容	以下5つの大項目に関する事項中心 ① 取締役会の構成 ② 任意諮問委員会(指名委員会、ガバナンス・報酬委員会)の構成等 ③ 取締役会の役割・責務 ④ 取締役会の運営状況 ⑤ 取締役・監査役に対する情報提供、トレーニング
評価方法	対象者の回答内容をベースに外部コンサルタントにて第三者評価を実施。当該第三者評価を参考にして、ガバナンス・報酬委員会における検討の後、取締役会において、分析・評価を実施。

【評価結果の概要】

上記による評価の結果、取締役会の構成、任意諮問委員会の構成、役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニング等の面において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。特に、外部コンサルタントよりは、事前の複数会議での審議、簡潔明瞭な資料、重要局面での徹底議論、形式よりも実質を重んじる企業文化等が有効に作用しているとの評価がありました。

一方、当社取締役会は、取締役会の構成や取締役会への付議事項を見直した上で、将来的に取締役会が「モニタリング(監督)」により一層注力した運営を行うことの是非について、継続して検討する必要があることを確認いたしました。

当社は、今回の取締役会評価の結果も参考にして、当社が置かれた経営環境を踏まえた最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、引き続き検討を続けていきます。

以上